

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
資金決済に関する法律	資金決済法
資金決済に関する法律施行令	資金決済法施行令
前払式支払手段に関する内閣府令	前払式支払手段府令
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）
金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告（2025 年 1 月 22 日）	資金決済WG報告

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
前払式支払手段府令関係		
1	寄附とそれ以外の用途への使用の誤認防止が求められているが、発行者において講ずべき措置の明確化のため、寄附の定義を明示していただきたい。	ご意見を踏まえ、前払式支払手段府令第 23 条の 3 第 2 項の文言を修正いたしました。
2	資金決済WG報告では、番号通知型前払式支払手段を用いた寄附を認めることは適切ではないと記載していたが、電子移転可能型の区分にかかわらず、第三者型発行者であれば寄附を行うことができるという理解でよい。	ご理解のとおりです。
3	寄附に使える前払式支払手段は高額電子移転可能型前払式支払手段に限られるか。	寄附に使用できる前払式支払手段は高額電子移転可能型前払式支払手段に限られません。
4	前払式支払手段発行者が、資金決済法第 4 条に規定する適用除外前払式支払手段にて寄附を行う場合、前払式支払手段府令第 23 条の 3 第 2 項第 1 号柱書に規定する寄附上限額 1 万円の規制は適用されないとの理解でよい。	資金決済法第 4 条各号に掲げる前払式支払手段については今回の規制の対象外です。ただし、個別事例ごとに実態に即して適切に判断されるべきものと考えますが、
5	資金決済法第 4 条第 2 号において、資金決済法施行令第 4 条第 2 項で定める期間内（6 月）に限り使用できる前払式支払手段について、資金決済法第 2 章の規定を適用しないとされているが、当該前払式支払手段による寄附は適法か。前払式支払手段の定義を変更していないことから、前記適用除外となる前払式支払手段による寄附が法的に可能とも考えられることから、この点について明確にされたい。	実質的に為替取引を営んでいると評価される場合には、当該前払式支払手段の発行者が無登録で為替取引を営む者として銀行法違反とされる可能性があります。

	もし寄附が法的に可能である場合、寄附の上限額や不適切利用防止措置などの規制がかからないため、結果として法の適用対象である前払式支払手段よりも簡単に自由度の高い寄附が可能となる上、行政としてもそれを監督・指導することができなくなるのではないか。また、寄附のために当該前払式支払手段を発行する事業者が増え、かえって寄附に関する規制を設けた意義が損なわれてしまうのではないか。	
6	コンビニ等の店頭で販売されているＰＯＳＡカードは、容易に譲渡可能であるが、ＰＯＳＡカードを購入して寄附するような行為は引き続き規制されるか。 汎用性の比較的高いＰＯＳＡカードが寄附行為の潜脱として使われることは防ぎようがなく、個人アカウントを使用すれば秘密裏に寄附が可能であることから、今回の改正に殊更に意味があるとは思えない。	ご指摘の「ＰＯＳＡカード」を譲渡して寄附する行為は規制されていませんが、発行者による払戻しは認められていません。
7	政府外局や外郭団体や地方公営企業は、前払式支払手段府令第 23 条の 3 第 2 項第 1 号イ及びロの「国」「地方公共団体」と同等のものとして、適格寄附金受領者と考えてよいか。	前払式支払手段による寄附の対象は、前払式支払手段府令第 23 条の 3 第 2 項に掲げる適格寄附金受領者に限定されます。
8	前払式支払手段府令第 23 条の 3 第 2 項第 1 号ハにおける「認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）」について、各省庁のウェブサイトで認可法人について調べたところ、一部、明確に示されていない省庁がある。ついては、認可法人の一覧を明示していただきたい。 また、一覧を明示することは、寄附とそれ以外の誤認防止に資するとも考えられるため、例えば、金融庁のウェブサイト等、利用者が目にしやすい場所に、適格寄附金受領者の一覧を設けることを検討いただきたい。	認可法人については、各府省庁の主務大臣において認可していることから、正確性の観点から各府省庁にご確認ください。
9	前払式支払手段府令第 23 条の 3 第 2 項第 1 号ホの「他の法令に規定する目的のために行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等を受けることなく、又は同条第七号に規定する届出をすることなく寄附金の募集を行うものとして当該法令に規定されている者のうち金融庁長官が指定する者」について、具体例を可能な範囲で全て挙げていただきたい。	「金融庁長官が指定する者」については、別途、告示で指定することとします。
10	ふるさと納税、地方税、国税の支払については、従前から前払式支払手段を活用した支払いがされており、金額上限は課せられていないが、前払式支払手段府令第 23 条の 3 第 2 項における「寄附」には、これらふるさと納税、地方税、国税は含まれておらず、よって、前払式支払手段府令第 23 条	ご理解のとおりです。

	の3第2項第1号に規定される寄附ごとの上限金額は、前払式支払手段によるふるさと納税、国税、地方税の支払いには適用されないという理解でよい。	
11	ふるさと納税は自治体の役務を受けるので寄附ではなく役務への支払いである、というのがこれまでの当局の解釈であり、1回当たり100万円超となるふるさと納税を第三者型前払式支払手段を用いて行うこともある。また、資金決済WG報告でも規制強化の話は一切なかったと承知している。今回の改正は、新しく適格寄附金受領者に対する寄附を認めた規制緩和であって、従来可能であった金額制限なくふるさと納税ができることに対して金額制限を設けた規制強化ではないことを明確化してほしい。 仮に規制強化された場合、1回あたりの金額が低すぎて採算が合わなくなり、第三者型前払式支払手段発行者としてふるさと納税を行っている事業者は、事業の大幅変更または廃止を行わざるを得ない。地方自治体に対するふるさと納税や納税に関して金額上限を設けない等、既に問題なく行われているイノベーションを阻害しないようにお願いしたい。	「ふるさと納税」の支払いは、前払式支払手段府令第23条の3第2項に規定する「寄附」には該当しないため、同項の義務への対応も不要です。 また、前払式支払手段発行者が、「ふるさと納税」の支払いのみに充てられる前払式支払手段を発行するとした場合、その前払式支払手段について、前払式支払手段府令別紙様式第3号（第14条関係）第4面の「寄附への使用の有無」欄において、該当がある旨を記載する必要はありません。 なお、「ふるさと納税」の支払いは、前払式支払手段府令第23条の3第2項第2号に規定する「寄附以外に使用される場合」に該当します。当該規定は、詐欺被害防止の観点から、1回あたりの金額に上限が適用される「寄附」とそれ以外の用途への前払式支払手段の使用について、利用者が誤認することを防止するためのものです。
12	令和6年地方分権改革に関する提案についての金融庁からの第1次回答の中で、「国税庁公表の「義援金に関する税務上の取扱いFAQ」によると、災害により被害を受けられた方を支援するために支払う義援金や寄附金（最終的に地方公共団体に拠出される一定のもの）のうち、 ・被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部等 ・日本赤十字社、社会福祉法人中央共同募金会等 ・募金団体 への支払いで専用口座を設けている場合等については、原則「ふるさと納税」に該当する」とされており、「上記スキームの下で日本赤十字社や社会福祉法人等への前払式支払手段による寄附は資金決済法上すでに可能となっており、（後略）」との記載がある。そうすると、これらの寄附は、前払式支払手段府令第23条の3第2項の「寄附」には当たらず、いわゆる物販の加盟店への決済であると考えてよい。 その場合、上記スキームでの「ふるさと納税」と、「ふるさと納税」に該当しないスキームでの寄附（前払式支払手段府令第23条の3第2項）との両方を、同一の発行者が取り扱う場合、両者の誤認防止措置が必要ということになるか。利用者・消費者の意識としてはいずれも寄附であることに違いはないと考えられるため、誤認防止措置を講じることでむしろ利用者に対し混乱を招く可能性があるが、資金決済法上これらを分ける目的は何か。	

13	金融庁ウェブサイトの「広く共有することが有効な相談事例（資金決済に関する法律関係）」Q3では「前払式支払手段により「国税」、「地方税」及び「ふるさと納税」を支払うことは可能と考えます。」との内容が示されている。 国税・地方税については、行政サービスを享受するための代価の弁済と考えることが可能だが、「ふるさと納税」は基本的に自らが居住する地域ではない自治体へ寄附をするものであり、「ふるさと納税」を行う者が寄附先の自治体から行政サービスを受けることはないが、従来、どういう整理で、前払式支払手段による「ふるさと納税」の支払いが可能とされていたのか。今回の改正で認められることとなる地方公共団体への寄附と、以前から認められていた「ふるさと納税」の境界線を明らかにしていただきたい。 いずれにせよ、現在認められている「ふるさと納税」は、前払式支払手段府令第23条の3第2項に規定する「寄附」には該当せず、同項の義務への対応も不要との理解でよい。	
14	いわゆる「ふるさと納税」は、総務省のウェブサイトにおいて、「ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です」と説明されており、「ふるさと納税」の支払いは、自治体への寄附であると考えられる。 そのうえで、金融庁ウェブサイトの「広く共有することが有効な相談事例（資金決済に関する法律関係）」Q3のとおり、前払式支払手段を「ふるさと納税」の支払いに充てることは、従前から可能であったと思われる。 この点、今回の改正は、一定の要件の下で、前払式支払手段を通じた寄附を（新たに）可能とするための所要の改正を行うものであるため、前払式支払手段府令第23条の3第2項の「寄附」は、「ふるさと納税」の支払いを含まない概念であると理解してよい。 また、その理解でよい場合、前払式支払手段発行者が、「ふるさと納税」の支払いのみに充てられる前払式支払手段を発行するとしても、その前払式支払手段について、前払式支払手段府令別紙様式第3号（第14条関係）第4面の「寄附への使用の有無」欄において、該当がある旨を記載する必要はないと理解してよい。	
15	今般の前払式支払手段府令改正案では、前払式支払手段を通じた寄附について初めて解禁することもあり、適格寄附金受領者を限定的に扱っているが、将来的には寄附者の多様なニーズに応えられるよう、例えば、①税法上、寄附金控除の対象となっているような団体・法人（学校法人、独立行政法人、社会福祉法人、公益社団・財団法人、NPO法人等）、②世間一般において人々が日常	今回の改正では、前払式支払手段による寄附の対象を前払式支払手段府令第23条の3第2項に掲げる適格寄附金受領者に限定することとしています。貴重なご意見として承ります。

	的に参拝し、お賽銭をするような寺社仏閣に限った宗教法人、③町内会・自治会等についても適格寄附金受領者に含めるよう検討していただきたい。	
16	前払式支払手段府令第23条の3第2項第1号ニ、ホについて、まずは限定的な指定先のみ利用を認めるとして、業界団体等ステークホルダーからの意見聴取や、利用状況・不芳事案のヒアリングを行いつつ、指定先の範囲拡大について定期的に見直しを実施いただきたい。	
17	今後の寄附文化の醸成という観点からは、寄附対象の多様化が有効であるとする。また、現時点においても、一部の寺社仏閣が前払式支払手段による賽銭を受け付けているように、寄附対象の多様化の需要が存在するため、寄附先として認めるべきである。	
18	クラウドファンディング等の発展により寄附文化が醸成されつつあるなか、適格寄附金受領者を過度に限定するべきでない。通常寄附先として浸透している、学校法人や公益社団、財団法人、NPO法人や宗教法人等も広く寄附先として認めるべきである。	
19	個人による手軽で少額の政治献金の振興は、我が国の民主主義の発展に貢献するものであることから、政党等も前払式支払手段による寄附の対象とするべき。	
20	中間の事業者が一旦寄附金を受領し、適格寄附金受領者に送るというスキームにおいて、中間の事業者（適格寄附金受領者が指定した事業者で、決済事業者が適切に審査したものに限る。）を通じて寄附先の管理を行なっていると説明可能な限りにおいては、当該スキームによる寄附も認められると考えてよい。 例えば、ある第三者型前払式支払手段発行者が属する企業グループにおいて、当該企業グループのサービスを利用するための「会員」に対して寄附金や義援金を募る際、親会社の企業グループが間に入って募集し、「会員」から寄附金を受領して認可法人等の各寄附先に寄附金を送るというスキームは、寄附者の多様な寄附のニーズを満たすものであり、かつ、寄附者・決済事業者双方に合理的で利便性のあるものであり、認めるべきである。	個別事例ごとに実態に即して適切に判断されるべきものと考えます。
21	前払式支払手段府令第23条の3第2項第2号の「寄附以外に使用される場合との誤認を防止するために必要な措置その他の寄附のために使用される前払式支払手段の不適切な利用を防止するための措置」とは、具体的にどのような事案が懸念されており、それに対してどのような措置を講じることを念頭にしているのか。	前払式支払手段府令第23条の3第2項第2号は、資金決済WG報告に基づき、詐欺被害防止の観点から、寄附とそれ以外の物販等の用途への前払式支払手段の使用について誤認することを防止するための体制の整備を求めるもので、当該措置の内容は、事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ—2—6—1に記載しています。

		個別事例ごとに実態に即して適切に判断されるべきものと考えますが、例えば、①利用者に対して、前払式支払手段を使用した寄附を受けることができるのは、適格寄附金受領者に限定されている旨を周知すること、②利用者に対して表示する画面（いわゆるユーザーインターフェース）において、寄附に係る前払式支払手段の使用とそれ以外の用途に係る前払式支払手段の使用で画面の表示を変更し、わかりやすく表示すること、③利用者に対して、寄附に係る前払式支払手段の使用には上限金額の定めがあることを明確に表示するとともに、短時間で複数回の寄附に係る前払式支払手段の使用があった場合には、当該使用が利用者の真意に基づくものであるか確認すること、といった措置を想定しています。
22	前払式支払手段府令第 23 条の 3 第 2 項第 1 号柱書で規定される寄附の 1 回あたりの上限額以外に、回数についての制限はないという理解でよい。	ご理解のとおりです。
23	前払式支払手段府令第 23 条の 3 第 2 項第 1 号において、「一の寄附ごとに一万円を超えない金額の範囲内」となっているが、「一の寄附」の定義が曖昧に思える。事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－２－６－１（３）①において「一回あたり」となっているが、ここでいう「一回」の定義が同様に曖昧に思える。このままであれば、1 万円以内であれば何回でも寄附できるように読める。仮にそうだとすれば、上限金額を設けることにあまり意味がないのではないか。どのように解釈するのが正しいのか明示いただきたい。	今回の前払式支払手段府令及び事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）の改正は、寄附の回数に制限を設けるものではありません。
24	前払式支払手段府令第 23 条の 3 第 2 項第 1 号柱書にて 1 回あたりの寄附金上限額が「一万円を超えない金額」と定められているが、政府統計（※）によると、年間寄附回数は 1 回が全体の約 3 分の 1 を占めるほか、寄附金額については 1 万円を超えるケースも一定数存在することが想定されることから、1 万円超の寄附ニーズは一定程度あると思われる。また、前払式支払手段による支払いのうち、寄附のみ上限額を 1 万円に設定することで、加盟店等におけるシステム改修等に係る負担増加が予想される。そのため、「1 回あたりの寄附金上限額」について、「1 万円」と具体的に決めるのではなく、各サービスの支払上限額まで許容するようにしていただきたい。	資金決済WG報告において「前払式支払手段で受領可能な 1 回当たりの寄附金上限額については、個人の年間寄附金額は 1 万円未満が過半を占めているとの調査等を踏まえ、1 回当たり 1 ～ 2 万円とすることが考えられる。」との方向性が示されたことを受けて、「1 回当たりの寄附金上限額」を具体的に規定しています。

	また、災害時等、特に寄附の必要性が認められる場合においては、時限的に1回の寄附金額の上限を引き上げる等の措置を講じることを検討いただきたい。(寄附と一口に言っても多様な目的があり、例えば、お賽銭等は比較的少額であることが一般的と考えられる一方、災害の義援金等の社会的意義のある寄附については、その目的が十分達成されるとともに寄附者のニーズに応えられるような制度設計であるべきと思料するため。) (※) 内閣府「2022 年度(令和4年度)市民の社会貢献に関する実態調査報告書」(2023 年9月)	
25	前払式支払手段府令第23条の3第2項第1号柱書に規定する寄附金額の上限については、資金決済WG報告において参照されている内閣府「2022 年度(令和4年度)『市民の社会貢献に関する実態調査』の結果について<概要版>」を根拠としていると理解しているが、年間寄附金額が10,000円以上30,000円未満の割合は、個人・世帯ともに18%以上を占めており、2022年度当時においても少なかった。 前払式支払手段府令改正案では、1万円以上の寄附をしたい場合には、複数回に分けて決済をする手間を強いられ、場合によっては上限が1万円ならば1万円だけ寄附しようという、本来予定していた額より少額にとどめてしまう可能性もある。また、事務処理コストや手数料は寄附件数に比例するため、寄附受領者側の観点からも、複数回に分けて受け取るよりも一度で受け取れた方が負担軽減に繋がる。さらに昨今の物価上昇や、資金決済WG報告において寄附上限額について「1回当たり1～2万円とすることが考えられる」とされていること等も踏まえ、上限金額は1万円ではなく2万円とし、寄附者・受領者双方にとってより負担の少ない制度とすべきである。	資金決済WG報告において「前払式支払手段で受領可能な1回当たりの寄附金上限額については、個人の年間寄附金額は1万円未満が過半を占めているとの調査等を踏まえ、1回当たり1～2万円とすることが考えられる。」「今後、前払式支払手段を通じた寄附が適切に行われるための枠組みの具体化については、金融庁においてAML/CFTや詐欺防止等の観点から検討していくべき」とされたことを受けて、「1回当たりの寄附金上限額」を「1万円」と規定しています。
26	前払式支払手段府令第23条の3第2項第1号柱書に規定する寄附金額の上限について、 ・ 利用者の視点からは、クレジットカードを用いた寄附と前払式支払手段を用いた寄附との間に実質的な違いはなく、加盟店管理等を行うことによってリスク防止が可能であること ・ 災害時の寄附等、1万円を超える寄附を行うことは珍しいことではなく、社会的意義も大きいこと ・ 資金決済WG報告においても1～2万円がボリュームゾーンと説明されていたことから、1件当たりの寄附金額は引き上げるべきである。	資金決済WG報告において「前払式支払手段で受領可能な1回当たりの寄附金上限額については、個人の年間寄附金額は1万円未満が過半を占めているとの調査等を踏まえ、1回当たり1～2万円とすることが考えられる。」「今後、前払式支払手段を通じた寄附が適切に行われるための枠組みの具体化については、金融庁においてAML/CFTや詐欺防止等の観点から検討していくべき」とされたことを受けて、「1回当たりの寄附金上限額」を「1万円」と規定しています。 なお、同報告においては「前払式支払手段の加盟店管理はクレジットカードに比して脆弱であるとの指摘も

		あり、十分な対策が講じられるべきである。」ともされています。
27	資金決済法第3条第8項に規定される「高額電子移転可能型前払式支払手段」は、犯収法上の取引時確認等を実施済みであることから、資金移動業同様に上限額の制限を設ける必要がないと考えてよいか。	高額電子移転可能型前払式支払手段についても、1回当たりの寄附の金額の上限が適用されます。
28	前払式支払手段府令第23条の3第2項第1号柱書に規定する上限額について、利用状況・不芳事案のヒアリングを行いつつ、例えば1～2年の範囲にて見直しを実施いただきたい。	貴重なご意見として承ります。
29	前払式支払手段府令第23条の3第2項第1号柱書に規定する上限額1万円については、金融審議会における議論を踏まえ、適格寄附金受領者になりすました不正利用リスクへの配慮から、少額水準に設定されたものと理解している。しかしながら、利用者の利便性を考慮し、中長期的には社会・市場動向やセキュリティ技術の進展に応じて、上限額の見直し余地の検討をお願いしたい。	
前払式支払手段府令別紙様式第3号（第14条関係）関係		
30	前払式支払手段府令別紙様式第3号（第14条関係）第4面について、「8. 業務の内容及び方法」のうち、「(1)前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等」に「寄附への使用の有無」の欄が追加されているが、施行後において変更届出を行う際、当該第4面に変更がない場合でも差替えをする必要があるか。	ご指摘の前払式支払手段府令別紙様式第3号の第4面「寄附への使用の有無」欄に関して、改正府令の施行前に登録を受けている第三者型前払式支払手段発行者については、施行後、一律に変更届出の提出は求められておらず、登録申請書に記載した事項のうち、改正後の法令に基づき記載が求められる事項について変更があったときに、資金決済法第11条第1項の規定による変更届出が必要となります。
事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）関係		
31	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－2－6－1（3）①において、「適格寄附金受領者との契約やシステムの整備等を通じて…体制の整備」とあるが、システム上事前の制御は必須ではないと理解してよいか。 例えば、契約によって1回あたりの寄附金額が1万円を超えてはならない旨、及びこれが利用制限や契約解除要件となることを規定したうえ、事後的なモニタリングにより監視することで「体制の整備」とすることは可能か。	自らが発行する前払式支払手段を使用した1回当たりの寄附の金額が前払式支払手段府令第23条の3第2項第1号に規定する金額を超えないようにするために、事前のシステム上での寄附金額の制御が必須となるものではありませんが、前払式支払手段の種類や取引態様を踏まえ、適切な体制の整備を講じる必要があります。

	適格寄附金受領者との取引についてのみシステム上の制御を導入することは必ずしも容易ではなく、特に対面取引（コード決済）によって寄附を行うケースでは事前のシステム制御の難易度が非対面取引と比較して高いと思われるため、確認したい。	
32	ＩＣ型前払式支払手段等の発行者側のシステムにて支払い金額に上限を設けることが難しい場合は、例えば、加盟店側のＰＯＳ端末等の上位機器により１回当たりの寄附の金額に制限をかけることを体制整備として認めていただきたい。上位機器で金額制限がどうしても出来ない場合は、係員操作の対応で許されるような運用にして欲しい。	発行者側のシステムにおいて前払式支払手段を使用した１回当たりの寄附の金額の上限の制御が困難な場合には、例えば、加盟店側のＰＯＳ端末等で当該金額の上限を制御する方法によることは差し支えありません。 なお、事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－２－６－１（３）の規定は、発行者に対して、前払式支払手段府令第２３条の３第２項第１号に規定する金額を超えないようにするための措置を求めるものであり、加盟店任せにならないよう、例えば、上限金額の遵守状況を定期的に確認するなどの適切な体制の整備を講じる必要があります。
33	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－２－６－１（３）②において、「適格寄附金受領者以外の者に対する寄附に使用されることを防止するために必要な体制の整備」とあるが、前払式支払手段発行者が、加盟店契約を締結する相手方が適格寄附金受領者に限ることを求めるものであり、適格寄附金受領者が受領した寄附金を必要とする団体に交付する等の使い道を管理することを求めることではないと考えてよいか。	ご理解のとおりです。
34	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－２－６－１（３）③について、寄附とそれ以外の用途への使用の誤認防止が求められているが、決済を物販と寄附で分けることの趣旨は何か。通常の物販利用の際の不適切利用防止措置とは異なるシステムの構築、態勢を求めることが趣旨か。また、これらの措置は具体的にはどのような方法を想定しているのか。	資金決済ＷＧ報告に基づき、詐欺被害防止の観点から、寄附とそれ以外の物販等の用途への前払式支払手段の使用について誤認することを防止するための体制の整備を求めるものです。 当該措置については、個別事例ごとに実態に即して適切に判断されるべきものと考えますが、例えば、①利用者に対して、前払式支払手段を使用した寄附を受けられるのは、適格寄附金受領者に限定されている旨を周知すること、②利用者に対して表示する画

		面（いわゆるユーザーインターフェース）において、寄附に係る前払式支払手段の使用とそれ以外の用途に係る前払式支払手段の使用で画面の表示を変更し、わかりやすく表示すること、③利用者に対して、寄附に係る前払式支払手段の使用には上限金額の定めがあることを明確に表示するとともに、短時間で複数回の寄附に係る前払式支払手段の使用があった場合には、当該使用が利用者の真意に基づくものであるか確認すること、といった措置を想定しています。
35	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－２－６－１（３）③について、懸念しているのが具体的にどのようなケースなのか、何を目的とした規定なのかが不明瞭である。通常の代金支払で考えた場合、利用者がＡ商品と誤認してＢ商品の支払いをするような事態を招かないようにするのは当然であるところ、加盟店側で注意すべき点はあるものの、決済事業者側でできることには限界がある。誤認防止の趣旨を明確にしたうえで、誤認防止のための体制整備の具体的内容は柔軟に様々なものを認めるべきである。	資金決済WG報告に基づき、詐欺被害防止の観点から、利用者が寄附とそれ以外の物販等の用途への前払式支払手段の使用について誤認することを防止するための規定です。 利用者が寄附する意向であるにもかかわらず、寄附以外の用途（物品・サービスの代価の弁済のための使用や残高譲渡機能を用いた譲渡等）に使用することがないように誤認防止のための体制の整備を求めるものであり、その具体的な内容については、個別事例ごとに実態に即して適切に判断されるべきものと考えます。
36	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－２－６－１（３）③について、ＩＣ型前払式支払手段は対面取引しかないため、利用者が決済する直前での誤認防止のため、決済端末の横などに寄附であることが認識できるような案内や説明書きを表示することで誤認を防ぐことが出来ると考えている。この対応で誤認防止は十分可能である。	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－２－６－１（３）③が求める利用者の誤認防止のための体制の整備については、個別事例ごとに実態に即して適切に判断されるべきものと考えます。
37	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－２－６－１（３）③の「利用者が寄附とそれ以外の用途への前払式支払手段の使用を誤認することを防止するための体制の整備」について、許容され得る具体例をご教示いただきたい。 例えば、対面取引の場合は、利用者が寄附をしようとする際にＰＯＳ端末上で「寄附」と表示させたうえで、それを利用者が認識したうえで寄附するようなことが考えられるが、一方で、ＰＯＳ端末が無い場合や端末上画面表示が限られる端末の場合は、加盟店側で①寄附を取り扱っている旨、	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－２－６－１（３）③が求める体制の整備の観点から、許容され得る具体例については、前払式支払手段の種類や取引態様が様々であるため、個別事例ごとに実態に即して適切に判断されるべきものと考えますが、前段でご指摘の方法により、ＰＯＳ端末上の「寄附」との表示を

	②寄附金額、③対象となる適格寄附金受領者、を掲示の上、顧客が選択できる状態になっていれば顧客の誤認は十分防げると考えるが、その理解で良いか。	利用者が認識した上で前払式支払手段を使用した寄附を行う場合は、同事務ガイドラインが求める体制の整備を満たすものと考えます。 後段の事例については、同事務ガイドラインが求める体制の整備を充足するかは必ずしも明らかではないため、個別サービスごとの事実関係の確認が必要と考えます。
38	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－２－６－１（３）④の「不適切な利用を検知する体制」について、①において「システムの整備等を通じて」と規定されていることとの表記の違いから、システムによる検知体制の整備までは求められておらず、人的／事後的にモニタリングすることを求められていると考えてよいか。	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－２－６－１（３）④が求める体制の整備については、サービスの規模や特性に応じて不適切な利用を検知することを求めており、必ずしもシステムの整備等を通じた検知体制の整備を求めるものではありませんが、システムの整備等を通じた検知体制の整備であっても差し支えありません。 いずれにせよ当該事象を検知した場合には、同事務ガイドラインⅡ－２－６－１（３）⑤に基づき、速やかな利用停止等の対応を求めています。
39	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－２－６－１（３）④について、適格寄附金受領者と加盟店契約を締結する際になりすましを排除することが求められているものと理解する。一方で、国・地方自治体については、犯収法においても本人特定事項の確認は求められておらず、また前払式の取扱いにおいては取引責任者の取引時確認も不要である。そのため、国・地方自治体と加盟店契約を締結するのみで対応としては十分と考えてよいか。	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－２－６－１（３）④が求める体制の整備については、発行者が国や地方公共団体を適格寄附金受領者とする加盟店契約を締結するのみでは足りず、国や地方公共団体を騙るなりすましでないことや、適格寄附金受領者でない者や物販等を行う加盟店が利用者に対して適格寄附金受領者であると偽って寄附を募る場合などの不適切な利用を検知する体制を講じることを求めています。
40	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－２－６－１（３）⑤の「適格寄附金受領者へのなりすましや不適切な利用を検知した場合の速やかな利用停止等の対応の実施」について、適格寄附金受領者は、国、地方公共団体及び認可法人以外は金融庁があらかじめ指定した者になるという認識だが、これら適格寄附金受領者に第三者がなりすました場合の利用停止措置のことを想定して	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－２－６－１（３）⑤が求める対応については、適格寄附金受領者でない者や物販等を行う加盟店が利用者に対して適格寄附金受領者であると偽って寄附を募る場合や適

	いるのか。なりすましに対する防止措置については、寄附に限らず通常実施しているものであり、この内容で足りるものとするがその理解でよい。	格寄附金受領者へなりすました者と利用者が通謀する場合など不適切な利用が疑われる取引において、これらを検知した場合の速やかな利用停止措置を想定しています。
41	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－２－６－１（３）では「適格寄附金受領者へのなりすましや不適切な利用を検知する体制の整備」や、「適格寄附金受領者へのなりすましや不適切な利用を検知した場合の速やかな利用停止等の対応の実施」が求められているが、ここでいう「不適切な利用」の「主語」は何か明確化いただきたい。	不適切な利用が疑われる取引については、適格寄附金受領者でない者や物販等を行う加盟店となった者が主体となり、利用者に対して適格寄附金受領者であると偽って寄附を募る場合や適格寄附金受領者へなりすました者と利用者が通謀する場合などを想定しています。
42	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－２－６－１（３）の「なお、適格寄附金受領者が加盟店（適格寄附金受領者を除く。）にも該当する場合には、それぞれの契約の内容に混同が生じないように留意する必要がある。」について、既存の契約とは別の契約として、寄附に関する加盟店契約を結ぶまでの必要は無く、加盟店からの契約申込みの際に加盟店側の取扱い商材として「寄附」を加盟店側が申告しさえすれば、「それぞれの契約の内容に混同が生じないように留意」したものとして足りるものとするがその理解でよい。 例えば、クレジットカードによる寄附では、寄附のための加盟店契約を別に結んでいる訳ではないと考えるが、前払式支払手段の寄附の利用のみ、他の決済手段とは著しく異なるルールとするのは避けるべきである。	適格寄附金受領者が加盟店（適格寄附金受領者を除く。）に該当し、加盟店契約を締結している場合、ご理解のとおり、必ずしも寄附に関する別途の加盟店契約を締結する必要はないと考えます。 なお、寄附に関する契約をどのような形式で定めるかは個別事例ごとに実態に即して適切に判断されるべきものと考えますが、事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－２－６－１（３）末尾のとおり、同一の加盟店契約の中で寄附に関する契約内容についても定める場合、寄附に関する契約内容と寄附以外に関する契約内容に混同が生じないように留意する必要があります。
43	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－３－５（加盟店の管理）において、適格寄附金受領者は加盟店に含まれないことを明確にしつつ、Ⅱ－２－６－１（不適切利用防止措置）ではⅡ－３－５に準じて必要な措置を講ずる必要があることを明確にしている。この点、加盟店の管理のうち不適切利用防止措置のみが求められるという意図と考えてよい。加盟店に対する支払いを適切に行う措置を講じる必要性は、適格寄附金受領者に対する支払いにおいても必要と思われるが、現状の記載からはそのように読み取れない。	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－２－６－１（不適切利用防止措置）は、前払式支払手段府令第23条の3第1項第2号に掲げる前払式支払手段を発行する場合における前払式支払手段発行者の体制整備を求めるとともに、同事務ガイドラインⅡ－３－５（加盟店管理）に準じた必要な措置を講ずることを求めている。前払式支払手段の決済手段としての確実性を確

		保する観点から、適格寄附金受領者に対する支払いを適切に行う措置を講じる必要があります。
その他		
44	前払式支払手段は、資金決済法第3条第1項第1号において、「物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために」利用するものとされており、寄附や募金は物品の購入やサービス提供への代価の弁済とは言えないことから、従来前払式支払手段での寄附は認められないと解釈されてきたものと認識している。前払式支払手段の定義を変更せずとも寄附が認められるのは、どういう整理によるものかご教示いただきたい。	資金決済WG報告において、「前払式支払手段を通じた寄附を可能にすることは、現金以外での寄附のニーズに応えるものであり、我が国における寄附文化の醸成にも寄与し、公益増進の観点から政策的意義が認められる」、「他方、前払式支払手段を通じた寄附を可能とする際には、為替取引に関する規制の潜脱防止の観点のほか、寄附スキームを悪用したマネー・ローンダリングや詐欺等のリスクにも留意すべきである。このため、全ての寄附について、前払式支払手段を用いることを認めることは適切ではなく、寄附金受領者やその金額に一定の制限を課した上で認めることが望ましい」との方向性が示されました。 そのため、前払式支払手段の定義は「物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により【使用することができるもの】」（資金決済法第3条第1項第1号）とされていることを踏まえ、前述の報告に沿って、寄附のために使用される前払式支払手段を発行する場合に必要な措置を定め、一定の制限を課した上で認めることとしました。
45	前払式支払手段府令等の改正への対応に必要なシステム開発、運用態勢の構築、その他の体制整備が必要となる。これらの対応には相当の準備期間を要することから、十分な移行期間の設定をご検討いただきたい。	所要の体制整備を行い寄附の取扱いを開始するまで発行者に何ら規制がかかるものではないため、移行期間は不要と考えます。
46	今回の前払式支払手段府令および事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）の改正について、国・地方公共団体へも通達等で周知いただき、各地方公共団体での取扱いに差異が生じないよう現場での混乱のないようお取り計らいいただきたい。	ご意見を踏まえ、今回の前払式支払手段府令及び事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）の改正については、関係府省と共有いたしました。